

[ 令和5年12月14日環境生活警察常任委員会－12月14日-01号 ]

◆竹内圭司 委員     それでは、私のほうからは、袖ヶ浦市林地区の砕石を用いた埋立てに関する概略についてお話しさせていただきます。たったいま江野澤委員のほうから詳しく、数年間これは続いている問題でございまして、新聞報道にも取り上げられている内容でございまして、江野澤委員に重ならないような形で私のほうもさせていただければと思っております。

委員長の了解を取りまして、資料3枚ほど取っております。まず概略と、今申し上げた新聞記事、そして、現地を調査したときの写真の風景でございまして。それでは進めさせていただきます。本日は、参議院議員の国土交通委員長でもあります青木愛議員も袖ヶ浦の住民の方々と傍聴に来られております。

読売新聞の報道にもありましたように、袖ヶ浦市の林地区の山林においては、廃瓦を敷きならしている現場については、造成を開始してから何と9年ほど経過しておりまして、依然として太陽光発電設備は設置されておらず、地域の住民は生活環境上の不安が多数寄せられております。先日も、私と青木愛国会議員とも現地調査を行いましたけど、この3枚目の写真ですね。とても有価物とは思えない瓦のような破片がたくさん存在したことも確認しました。県では廃棄物ではないと判断したとのことですが、どのような調査によって判断をされたんでしょうか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） どのような調査により判断したのかという御質問でございますが、県では、事業者等に対しまして立入検査や報告徴収等を行いまして、環境省の通知で行政処分の指針というのがございまして、そちらに基づき物の性状や排出の状況、通常の手配の形態、また取引価値の有無、占有者の意思の各判断要素から総合的に勘案しまして、廃棄物該当性の判断を行ったところでございます。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 ありがとうございます。今の課長の御答弁では、要するに、これはリサイクル品とおっしゃってるということなんです。瓦を由来としたリサイクル製品だから廃棄物ではないということをおっしゃってるんですけども、リサイクル製品イコール廃棄物ではないという判断は、かなり飛躍していると思います。リサイクル製品でも、使用しないものは、これは廃棄物です。廃棄物の該当性を適用すると、廃棄物ではないと言えないと私は思っております。リサイクル製品であっても、有償で売買をされ、かつ、一般的にリサイクル製品が商品として流通している市場があれば、判断としては認められるとは思いますが、その部分の説明が今の庄山課長の説明では不十分です。リサイクル品であればコンクリートの骨材として使うなり、納得のいくような形で

御説明していただかないと、埋立てすること自体は、目的の処分行為ではないかと私は思うんです。いかがでしょうか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 説明につきましては、先ほどの市場の流通性とか、あとは有償売却とか、その辺は先ほどの物の性状とか、通常の手扱い形態や取引価値の有無、この中に、そういった売買がされているとか、物の性状も含めて事業者の聴取とか含めて確認したところでございます。そこで有償性とか、今、委員の御指摘あったようなことは今回なかったというか、廃棄物該当ではなかったということで判断したところでございます。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 納得できないんですけども、私も出席していました本年10月30日の住民の皆さんとの要望書の提出の際に、住民側からのヒアリングにおきまして、南側造成地における性状の調査では、実は1ミリも掘らず、表層のみを見た目で判断し、これを立入検査とおっしゃっておりました。その立入検査も表層を見ただけの立入検査から数年ほど経過しておりまして、効果的な立入調査であったかどうかは、これは甚だ疑問です。サンプリングを行ったとの話ではございますが、なぜ掘削してサンプリング調査を行わなかったのでしょうか。また、北側造成地の調査は掘削が必要と考えますが、どうでしょう

か。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 南側の造成地につきましては、事業者とか関係者等への聴取、それだけではなくて資料とか、そういったものも確認した上で、購入量と搬入量の整合性から造成当初から同一の砕石で造成されたと確認できたことから、表層を掘削し、サンプリングすることで全体評価できると判断したところでございます。北側の造成地につきましては、現在調査中でございますので、今後の調査を行っていく中で、掘削の必要性を判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 必要性に応じて掘削等をやっていただけるということで、調査よろしくお願い申し上げます。先ほどの速やかにということではございましたので、速やかに調査のほうをお願い申し上げます。

また、事業者についてなんですけども、この事業者、概略にも書いてございますが、恣意的な売買を繰り返して県の調査を逃れるというか、連絡が取れないような形で繰り返されてるようでございます。北側の所有者との連絡が取れるようになったと言われてますが、あまりにもここまで時間がかかり過ぎております。

そこで伺います。今後どのような手段で連絡を取ろうとしてるのでしょうか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 北側の土地の所有者につきましては、遠方に居住していることから、住民票等を入手しまして、書面等による対応を行ってきたところでございます。その結果、本年 11 月末に土地の所有者との電話連絡が可能となりましたので、まずは電話連絡により今後は進めて、その中で必要になれば面談とかそういったことも行っていきたいと思っております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 連絡が取れたということは一步前進でございますので、今後は綿密に打合せをして、北側についても調査を進めていただきたいと思います。今後、北側については具体的にどのような調査を進めていくのでしょうか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 北側につきましては、土地所有者と電話連絡が取れるようになりましたので、土地所有者に再生砕石の収去の同意が得られれば、土地所有者立会いの下、性状確認のためのサンプリングとか、土地所有者に対する聴取、そんな調査を実施しまして、南側と同様に廃棄物該当性の判断を行っていく予定でございます。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 この現場、江野澤委員がおっしゃっていただいたんですけども、造成開始から9年ほど経過しており、地域住民の方も生活環境上や、さらに健康不安、白い粉が舞ってきたりして、それを吸って健康被害も起きているというような状況で、大変不安の声が寄せられております。掘削も速やかにおっしゃっていただきましたので、掘削もしていただきたいと思いますが、掘削も含めた速やかな調査をしっかりと要望いたしますし、さらに私のほうから、本当にこの事業者が太陽光発電を設置するための、そのための土地の造成なのかどうかも疑わしい状況でございますので、これから提案なんですけども、つきましては執行部の調査だけではなく、住民の声に耳を傾け寄り添うべく立場である我々議員も、現地の調査をすべきだと思っております。具体的には、本委員会が現地に足を運び、調査を行うことが重要な意義を持ち、そして2月議会の本委員会での現地調査をすべきかどうかを諮りたいと考えております。各委員の皆さんには、本日配付した資料等々、本日の質疑等々、御参考にさせていただき、御検討をいただきたいと思っております。

以上で質疑を終了させていただきます。